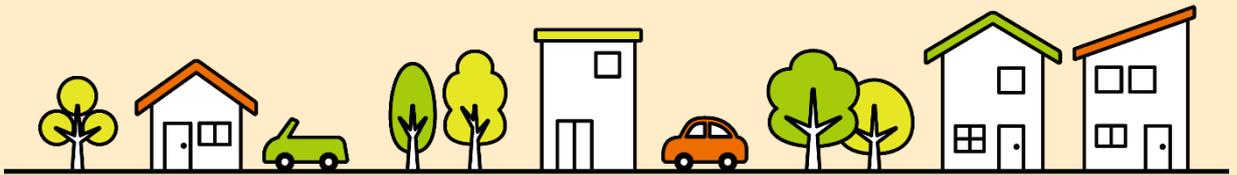


# 第 1 章

## 計画の策定にあたって





# 第1章 計画の策定にあたって

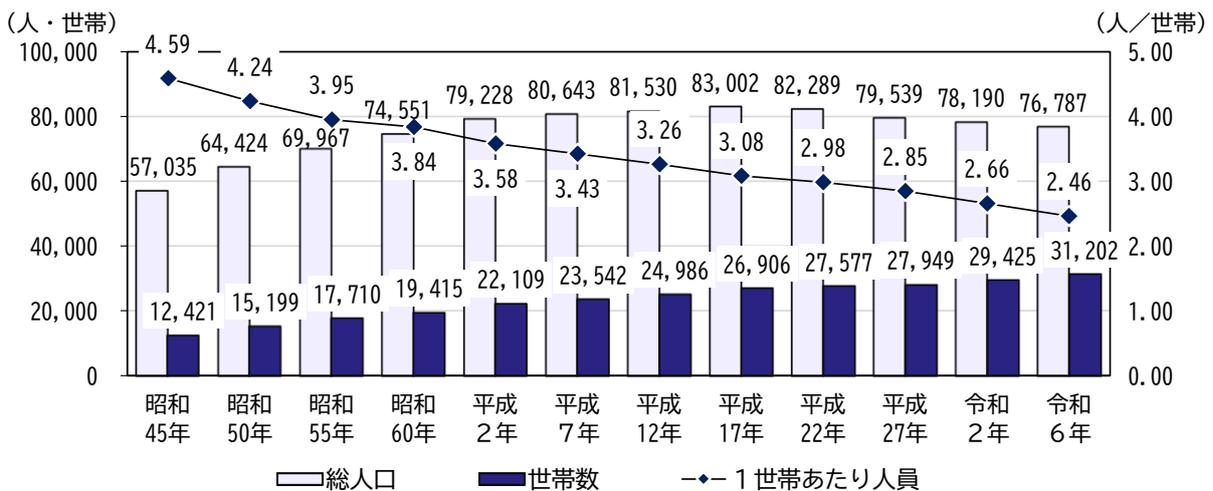
## 1. 計画策定の背景

現在、わが国の少子化は急速に進行し、本市の総人口は平成17年以降、減少傾向で推移し、令和6年9月1日現在の総人口は76,787人となっています。一方で、世帯数は増加傾向で推移し、令和6年には31,202世帯で、1世帯あたり人員は2.46人となっています。少子高齢化の進行とともに、核家族<sup>※</sup>化も進行している状況となっています。

国では、こどもの最善の利益<sup>※</sup>を第一に考え、こどもに関する取組や政策を我が国の社会の真ん中に据えて、強力に進めていくため、令和5年4月に「こども家庭庁」が発足しました。こども家庭庁は、こども政策の司令塔となり、省庁の縦割りを排し、取り残すことがないようこどもに関する福祉行政を一元的に担うこととなっています。

同じく令和5年4月から、こどもを権利の主体として位置づけ、その権利を保障する総合的な法律として「こども基本法」が施行となりました。

〈本市の総人口と世帯数の推移〉



資料：国勢調査（旧二宮町を含む）、令和6年は市統計（9月1日現在）

本市では、子育てにおける個別部門計画として令和2年3月に策定した「真岡市子ども・子育て支援プラン」に基づき、質の高い幼児教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、地域の子ども・子育て支援の充実等を図るため、地域住民・事業者・学校などとの連携・協働<sup>※</sup>により、安心して子どもを産み育てることができるまちづくりに努めてきました。

このたび、真岡市子ども・子育て支援プランが令和6年度で計画期間が終了することから、本市における子ども・子育て支援を取り巻く現状や課題等を踏まえ、新たに「こども基本法」に基づき策定する「市町村子ども・若者計画」を包含した「真岡市子ども計画」を策定します。

## 2. こども基本法及び市町村こども計画とは

「こども基本法」は、すべてのこどもが健やかに成長し、幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こどもに関する施策を総合的に進めることを目的としています。

令和5年12月には、国はこども施策を総合的に推進するための「少子化社会対策大綱」、  
「子供・若者育成支援推進大綱」、「子供の貧困対策に関する大綱」を一体化させた「こども大綱」を閣議決定し、こども基本法第10条において、国の「こども大綱」を勘案し、「市町村こども計画」を策定するよう努力義務が課せられています。

「市町村こども計画」は、「子ども・子育て支援法」に基づき策定している「子ども・子育て支援事業計画」と一体の計画として策定することができるとされています。

## 3. 計画の法的根拠

本計画は、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく「市町村行動計画」及び子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項に基づく「市町村計画」、子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に基づく「市町村子ども・若者計画」を一体の計画として、こども基本法第10条に基づく「市町村こども計画」として策定したものです。

### 〈こども基本法〉

(都道府県こども計画等)

第10条 2 市町村は、こども大綱(都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画)を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画(以下この条において「市町村こども計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

### 〈次世代育成支援対策推進法〉

(市町村行動計画)

第8条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画(以下「市町村行動計画」という。)を策定することができる。

### 〈子ども・子育て支援法〉

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第61条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。

〈こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律〉

(市町村計画)

第10条 2 市町村は、大綱（都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画）を勘案して、当該市町村におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画（次項において「市町村計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

〈子ども・若者育成支援推進法〉

(都道府県子ども・若者計画等)

第9条 2 市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱（都道府県子ども・若者計画が定められているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画）を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（次項において「市町村子ども・若者計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

## 4. 計画の対象

本計画の対象は、「40歳未満までのこども・若者（ポスト青年期を含む）とその家庭」を中心に、地域や学校、事業所、関係団体、行政機関など、地域を構成するすべての個人と団体としています。

乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
0歳	6歳	12歳	18歳	30歳 39歳
こども				
		若者		

- ・乳幼児期 義務教育年齢に達するまでの者です。
  - ・学童期 小学生の者です。
  - ・思春期 中学生から概ね18歳までの者です。  
※思春期の者は、こどもから若者への移行期として、施策により、こども、若者それぞれに該当する場合があります。
  - ・青年期 概ね18歳から30歳未満の者です。
  - ・ポスト青年期 青年期を過ぎ、大学等において社会の各分野を支え、発展させていく資質・能力を養う努力を続けている者や円滑な社会生活を営む上で、困難を有する40歳未満の者です。
  - ・こども 乳幼児期、学童期及び思春期の者です。
  - ・若者 思春期、青年期の者です。  
(※施策によっては、40歳未満までのポスト青年期の者も対象とします。)
- ※内閣府「子供・若者育成支援推進大綱」に記載の用語によります。

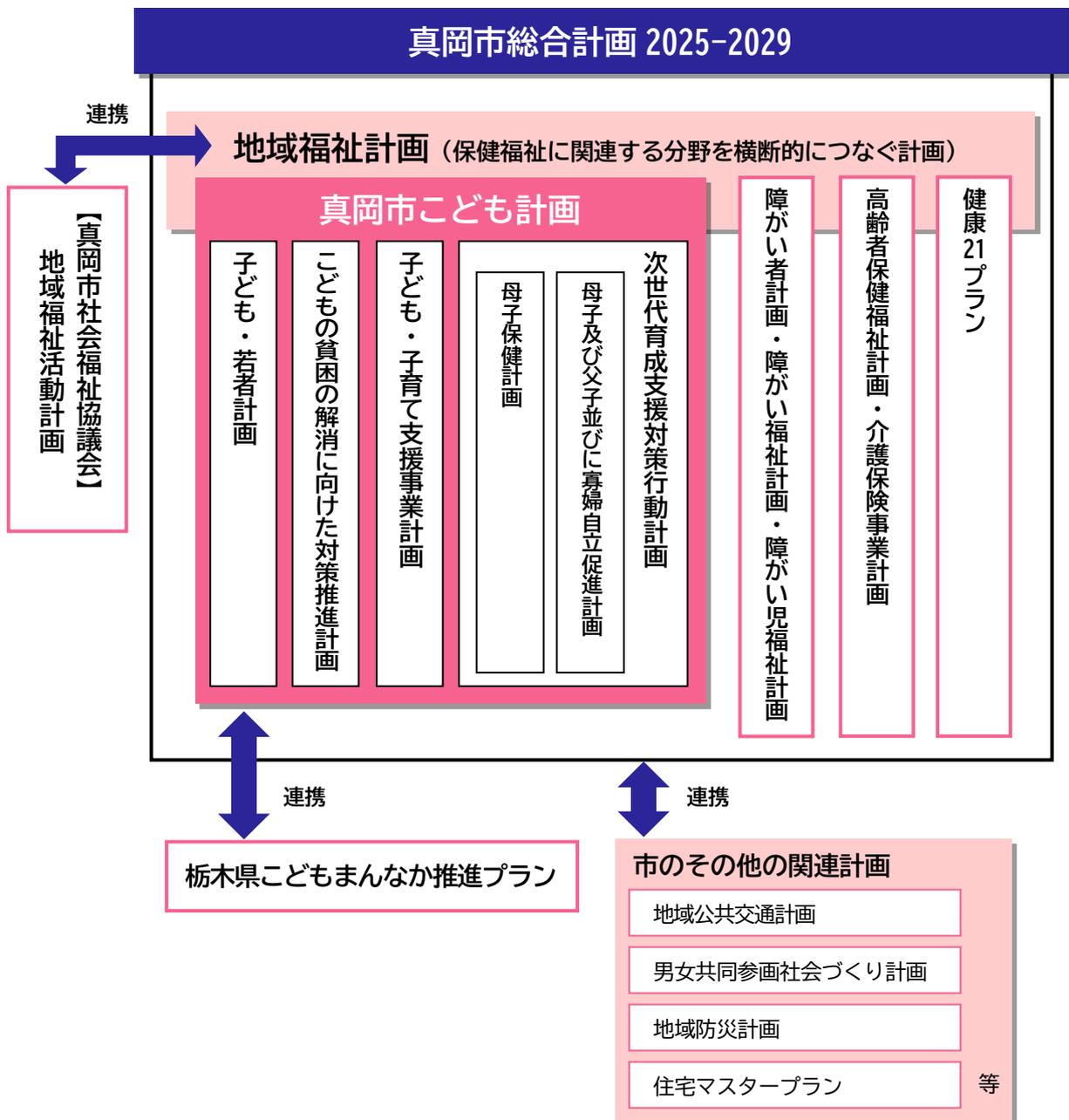
## 5. 計画の期間

計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5か年とします。  
 ただし、社会情勢の変化などに応じて、適宜必要な見直しができるものとします。

## 6. 計画の位置づけ

本計画は、本市の最上位計画である「真岡市総合計画 2025-2029」を基盤としながら、福祉に関連する高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉、健康増進等の各個別計画を横断的につなぐ計画である「地域福祉計画」を上位計画として位置づけ、関連計画も含めて整合性や連携を図り策定しました。

また、栃木県の「栃木県子どもまんなか推進プラン」との整合を図り策定しました。



## 7. 基本理念～真岡市が目指す姿～

### 未来を築く元気な『もおかっ子』を育てるまち

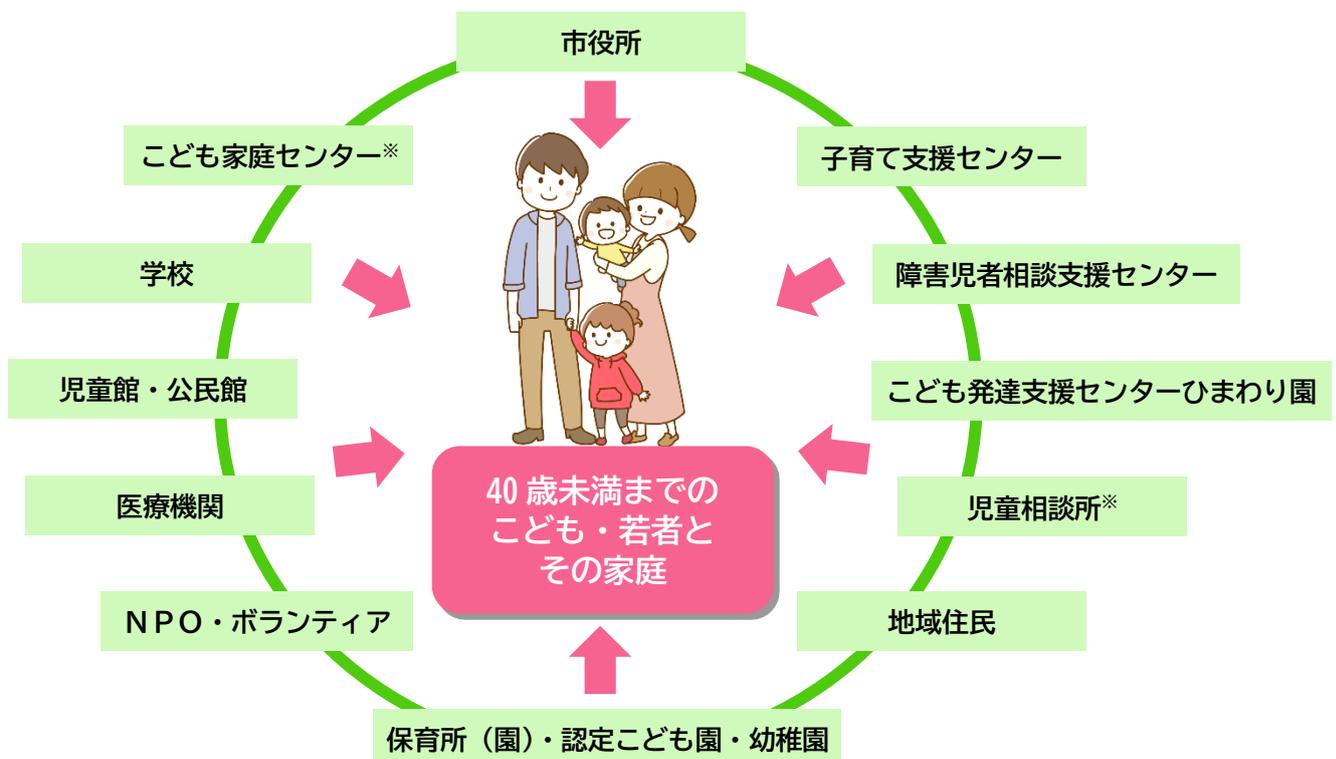
こども・若者は、未来を築く大切な存在です。

生まれた環境、生活状況、障がいの有無、国籍などに関わらず、すべてのこどもたちが平等に夢や希望をもち、健やかに成長してほしいと願っています。

本市の「総合計画 2025-2029」で掲げた将来都市像「JUMP UP もおか～だれもが“わくわく”するまち～」の実現に向けて、総合的なまちづくりを推進するとともに、「もおかっ子をみんなで育てよう」条例に基づき、保護者、地域住民、学校、事業者、行政等がそれぞれの責務が果たせるよう連携・協働を図ることが重要です。

こども・若者が地域に愛着と誇りをもち、等しく権利が保障され、それぞれの人生に輝きをもち、心身ともに健やかに成長できる地域社会であるために、本市は、未来を築くもおかっ子がふるさと真岡を愛し、夢や希望をもち、幸福を実感できるようなまちづくり、さらに、誰もが希望に応じて結婚、妊娠・出産することができ、子育ての喜びを実感できるまちの実現を目指します。

〈「もおかっ子」を育てる主な支援機関〉



## 8. こども・若者支援に係る主な関係各課等

こども・若者支援に係る主な関係各課等は、以下の通りです。

〈こども・若者支援に係る庁内関係各課等の連携図〉

